

# 明治期千歳の学校教育の実情

―新出史料の紹介をかねて

西 田 秀 子

千歳市総務部市史編さん担当

主任編集員

## はじめに

明治十四（一八八二）年、千歳小学校の前身である千歳教育所が開設されて千歳の公教育が始まる。この明治期の千歳の教育については、既刊の『千歳市史』（一九六九）や『増補千歳市史』（一九八三）に記述があるものの、両市史ともに史料不足を原因として、開設当初の教育の実情や教員の赴任状況など、具体的な叙述に欠けている。

ところで平成二十（二〇〇八）年、明治二十二（一八八九）年の千歳小学校における児童の試験成績表等が発見された。この新史料は、札幌市在住の高澤勝吉氏が所蔵する屏風の下張りに使用されていたもので、平成二十一年、札幌市文化資料室に寄贈され、現在は目録を作成中である。したがって史料の履歴や内容等の解明はこれからの段階だが、同資料室によると概略は次の通りである。

総点数は約六二〇点にのぼり、年代は一部近世を含み、おおむね明治十年（一八八〇）代から二十年（一八九〇）代初期に集中する。種類と内容は、千歳村戸長役場野紙に記した出納帳、初代戸長であり駅通を経営した石山専蔵や二代目戸長の秦一明、千歳小学校訓導の小笹久吉や五代目戸長の三木勉、河合はる、多数のアイヌ名が見える帳簿類などいずれも千歳在住者が記録した公文書や私文書である。

本稿では、この新史料や北海道立文書館所蔵の『札幌県治類典』等公文書調査史料を用い、次のような内容で学校教育について記す。

- ① 開拓使時代の民間千歳教育所の開設と公立への移行の経緯。
- ② 三県時代の千歳学校における生徒数と就学事情、アイヌ子弟の就学の実状。

- ③ 千歳学校経理の赤字と学校維持費に学田を創設。
- ④ 新史料による明治二十二年の千歳学校『小試業評点表』の分析。
- ⑤ 教育所開設以降の教員の赴任状況。
- ⑥ 「旧土人保護法」によるアイヌ学校の建設候補と簡易教育所への転換。これらを通して、明治期の千歳教育所はアイヌ学校として開設、運営されていたことを明らかにする。

## 一、寺子屋から公立千歳教育所へ

**寺子屋** 明治二年東京に開拓使が設置され、四年になると札幌に開拓使本府が移設された。新開拓の村落に開設されていた郷学校または郷校という私塾・寺子屋風の教育機関を明治六年九月、文部省令に準拠して教育所に改めることとなった。各郡には教育所を設置することが奨励され、開拓使本府下の札幌や函館支庁に近い道南地方は、漸次公費による公立教育所が開設されていく。

千歳村に「千歳外五ヶ村」戸長役場が開設されたのは明治十三年二月のことで、所管区域を千歳村・蘭越村・鳥柵舞村・長都村・漁村・島松村とした。十三年二月、初代戸長には五年以降駅通の経営や千歳郡の総代も務めた石山専蔵が就任したが、八ヵ月後の十月に辞任する。後任は二代目秦一明が十三年十月から病死する十七年八月まで務める。秦の死後、同年十一月に三代目の太尾長祥が決定する間は、石山が千歳郡各村村用係を命

じられている。当初は戸長役場といつても独立家屋の勤務場所があるわけではなく、戸長の自宅があてられた。<sup>(1)</sup>

十三年当時の千歳村の戸数は、和人二一戸。アイヌ二八戸、千歳郡内全体では和人二六戸、アイヌ七八戸で七五割はアイヌ民族が占めていた。

寺子屋と学校について、明治三十九年に編纂された『千歳外三ヶ村沿革史』に次のようにある。

明治十二年始メテ千歳ニ於テ児童ヲ集メ、昔時寺小屋風ニ倣ヒ、読書算術習字ヲ教ヘ、尋テ明治十三年始メテ民屋ヲ借り、小学校ヲ創立セリ。

寺子屋を始めた人は誰なのか。その動機、経緯、場所、児童数等について具体的な記述はないが、『千歳外三ヶ村沿革史』によれば、千歳の民間教育は十二年の寺子屋が始まりである。ただ、「十三年始メテ民屋ヲ借り、小学校ヲ創立セリ」とあるのは、正確には民間の千歳教育所のことである。

開拓使札幌本庁は十二年の「教育令」布告と、続く文部省達二号にもとづき、明治十三年一月、開拓地社会の実情に応じて、「小学校則」「小学教則」「変則小学教則」を制定した。札幌、函館などの都市部に実施した「小学校則」は、教場規則や食事規則、生徒罰則などを定め、生徒の入学年齢を満六歳以上満一四歳まで（入学希望があれば年齢を問わない）とし、正則小学校は修業年限を六年、課程を六級の六年制とした。同時に、六科（読書、習字、算術、地理、歴史、修身）を授業できない小学校は、変則小学校とすることが通達された。変則小学校は修業年限を四年、課程を八級とする四年制で、「小学教則」を簡易化し、教育内容を省略したものであった。また、正則小学校（六年制）よりも一段と低い位置づけのため、変則学校を卒業し更に勉学を希望する者は、受験して合格しなければ正則小学校には入れない仕組みであった。このように明治初期には本州と北海道との間だけでなく、さらに道内の市街地と開拓地との間においても学校教育は制

度的差異のもとすめられた。

**公立千歳教育所と苫小牧学校千歳分校** 十三年開設の千歳教育所は翌十四年四月に公立千歳教育所に移行する。この間の経緯が以下二点の史料に書かれている。

(一) 十四年秋に開拓使学務局督学係・三吉笑吾が巡検し、翌十五年二月付けで次のように報告した。

千歳村教育所ハ戸長秦一明、駆通石山専蔵等ガ主トシテ之ヲ創メ其ノ他二三ノ有志ト同ジク私金ヲ出シテ村内ノ子弟ヲ教ユルコトナレリ。況ンヤ旧土人ノ子弟ノ如キハ例ニ午飯ト筆紙墨トヲ與ヘテ之ヲ導ケリ之等ハ巡回中ニ於テ最奇特ナルモノニ有之候。(明治十五年『開拓使学務局沿革』道立図書館蔵)

(二) さらに、札幌県学務課督学係・志村恒敬が明治十八年十一月六日に札幌県令調所広丈に次のように復命した。

前戸長秦一明、曾テ奉職中、千歳村一二父兄ニ商議シ役場ノ隣房ヲ教場トシ、私塾様ノモノヲ開キ、後更ニ村内ノ有志ニ謀リ、毎月若干金ヲ釀集シ、別ニ旧土人ノ子弟四五名ヲモ教授セシカ、一時其都合宜敷ノ勢ヒアルヲ以テ公立学校願出ルニ至レリ。然ルニ一明死シテ有志頓ニ減シタリ。

(明治十八年『札幌県学務課 復命書』)

以上二つの文書からは次のことが読み取れる。十三年二月に戸長役場が開設され、十月に秦一明が戸長に就任すると、石山専蔵らが釀金して役場の隣房を教場にして和人子弟の私塾を開いた。また寄付金を募って運営しアイヌ子弟四、五人にも教授し、アイヌ子弟には昼飯や筆・紙・墨を与えている。

次いで児童も多く集まり活気づいたことから、十四年四月一日、秦戸長は苫小牧の勇払郡役所へ「途上」し、公立教育所への移行を願い出た。郡役所では巡回中の開拓使学務課・三吉笑吾が秦戸長に面会し、千歳村教育

所の様子を尋問した。

千歳村教育所ノ模様ヲ聞ク。戸長ハ正当ノ開業式ヲ行ハザレバ授業ヲ始ムベカラザルモノト思ヒルガ如シ。乃チ仮リニ開業シテ追テ其ノ式ヲ行フ可キヲ指示ス。  
 (明治十五年『開拓使学務局沿革』二十四年四月一日の項)

三吉督学係は早急に授業を始めるよう督促し、追って正式の開業式を行えばよいことを指示している。四月に入り、千歳教育所は開業式を行い四年制の変則小学校に相当する公立千歳教育所として正式に開設された。公立教育所開設については、『開拓使事業報告 第四編』にも次のようにある。

明治十四年四月設立、千歳教育所ト称ス。戸長授業ヲ兼務シ、維持未タ其法ヲ得ス、日用諸品ハ皆有志者寄附ニ係ル。教員一名、生徒、男一〇名、女一名、計十一名。

しかし、文政十一(一八二八)年生まれで五三歳の秦戸長による授業は、漢文などを教授したのか手習師匠のようであり、熱心な指導の割にはその効果がみられなかったようだ。公式記録には以下のように書かれている。

千歳郡千歳村教育所ハ本年四月開業、戸長秦一明之ガ授業ヲ兼務シ現在生徒旧土人ヲ合セテ凡ソ二十名トス。然レドモ、教授方ハ純然タル古ノ手習師匠タルガ故、教師ガ心ヲ用井ル程ノ結果ヲ得ズ。資本モ又其方法ヲ得ザルガ為メ、自今ハ、只日用ノ諸品ヲ弁スルニモ、有志者ノ寄投ヲ待テリ。

(明治十五年『開拓使学務局沿革』)

**教育内容** この頃の教科内容は次のようなものであった。父母の営業を助け長く学業に従事することができない児童のため、つとめて「日用切近ノ学科」を教授するとして、読物復読、口授(修身・養生等の教授)、作文、算術、習字、書取、体操、農業となっている。変則小学校の算術は筆算ではなく珠算(そろばん)を採用し、習字は最初は石版に書き、次の段階で草紙に筆を使って練習した。「日用切近ノ学科」とは、実学の意味ではなく、

小学教則の場合と質的に劣らない内容であった。<sup>(2)</sup>

**生徒数と就学事情** 秦戸長より札幌県学務課に提出した次の「学校表」(『明治十五年学事年報原稿』)に学事の実情が記されている。

明治十五年(從七月至十二月)千歳教育所表

郡	歳	千	国	振	胆
所	育	教	歳	千	
合十人	女	男	就学男女	教員	
六級生前期		拾人	内旧土人八名		
合十七人	女	男	不就学男女	学務委員	秦一明
内旧土人十三人	四人	十三人		石山専蔵	

明治十五年(從七月至十二月)千歳分校表

郡	歳	千	国	振	胆
校	分	歳	千		
合十一人	女	男	就学男女	教員	
六級生後期	一人	十人	内旧土人八人		
合十六人	女	男	不就学男女	学務委員	秦一明
内旧土人十二人	四人	十二人		石山専蔵	

これによると、公立千歳教育所の名称は十四年四月以降十五年六月までの期間である。十五年七月以降十六年末は、苫小牧学校の千歳分校となっている。分校とは訓導(教員)不在の学校が、校長または訓導の在職する本校の指導を受けて学校を運営する場合である。十七年以降は予備教員の青木毛一が赴任したことからか(後述)千

歳学校と称した。<sup>(3)</sup>一年を二期に分け、前期を二月から六月までとし、後期を七月から十二月までとしている。一月の一カ月間は冬休みということになる。

「学校表」にある六級生前期・後期というのは文部省教則に八級より一級までの課程があり、六級前期は初歩の段階で、「五十首」、「伊呂波」一ヨリ百マデノ読方」などを学習した。<sup>(4)</sup>

**児童数** 『明治十五年学事年報原稿』の「学校表」を読み解くと、十五

年の千歳郡内の学齢児は和人七人、アイヌ二〇人、合計二七人である。そのうち就学児童は前期が男子のみで一〇人、後期になって女子一人が入学して一人となる。内訳は和人が三人、アイヌが八人である。学齢児のうち和人児童が七人中三人、アイヌ児童も学齢児二〇人中八人が就学している。一方の不就学児童は前期に男一三人・女四人の計一七人でそのうちアイヌが一三人。後期は男一二人・女四人で計一六人、そのうちアイヌが十二人である。全校児童の七割をアイヌ児童が占め、就学率も和人・アイヌともに四割である。開校間もない千歳教育所・千歳分校では、和人よりもアイヌ児童が多く在籍し、学んでいることが分かる。

明治十六年、「変則小学教則」は、文部省「小学校教則綱領」（十四年五月制定）にもとづき廃止となる。代わって札幌県は同年九月一日、小学校規則（甲第一七号）を施行し初等科（三年）、中等科（三年）、高等科（二年）の三科八年制を実施した。これにより千歳学校は、初等科のみが開設されて三年間の就学期間が変わった。このことは十七年十月二十三日、秦戸長の逝去後に千歳学校学務委員の石山専蔵が、札幌県学務課に提出した次の「札幌県胆振国千歳郡老番学区表」に報告されている。郡内六カ村に初等科の千歳学校が一枚あり、生徒は一四人、学校経費なども記されている。

学区名	千歳郡老番学区	町村名附 学校所在	戸数	人口	学齢人員	学校数	学校等科	学校名
生徒数	通学最遠 距離	学校一ヶ年 経費額	一五六	五七六	八五	一	初等科	千歳学校
一四	四里	百七十円八十銭			学区一ヶ年 経費額		通学スル他学区学校名 其他及最近最遠距離	〇
					十八円六十一銭			

千歳村、漁村、島松村、長都村、鳥柵舞村、蘭越村

右之通有之候

明治十七年十月二十三日 千歳郡老番学校学務委員

石山 専蔵

また、学務課長・三吉笑吾が十七年十月二十七日に報告した「千歳学校生徒旧土人」(同 簿書番号九七六五)によると、生徒総数二四人のうち、初等科六級に次のアイヌ子弟一〇人の名前がみえる。

千歳村	初等科六級	水本小判治	十二年八月	(*年齢)
長都村	全	川村 三太	十年	
蘭越村	全	小田イナダ	十一年	
全	全	小山田孫六	十二年	
漁村	全	鳥井志有四郎	二十一年	
鳥柵舞村	全	今泉サエカンレキ	十六年	
千歳村	全	川崎ウレタ	十二年	
長都村	全	川村エサント	十一年	
千歳村	全	鳥沢孫四郎	七年六月	
全	全	栃木清三郎	六年	

この名簿のなかの漁村の鳥井シウシオ(志有四郎)は、明治十四年当時から、秦戸長のもとで戸長役場の小使に雇用されており、十七年当時は二歳であったが千歳学校で学んでいる。在籍年齢制限も、現在と異なり、緩やかであったことがわかる。

十八年になると八月十七日に視察した札幌県師範学校助教諭・藤井秀が「初等四級女二名。同五級旧土人二人、此級二旧土人ノ今泉秀治ナルモノアリ。年齢十八年、頗ル学業篤志ナリ。女二人。同六級十八人内男十五名・女三名」と『復命書』に記した。今泉秀治とはサエカンレキのことである。藤井は不就学児が多いため漁村に分教場の設置を、また島松・長都・蘭越・鳥柵舞の各村には巡回授業を行うべきだと学務課へ報告している。

初期のアイヌ子弟教育 明治九年十二月、開拓使が「旧土人教化ノ儀ニ付テハ、之迄毎々相違候通り何分ニモ誘導可致ハ勿論ニ付、兼テ戸長總代ヲ始教育所有之場所ハ教員等ヘモ懇々説諭シ、從令速ニ他ノ人民ト並立スルニ至ラストモ、漸々教化候様注意可為致」と明記し、アイヌ民族子弟教育を軽視しないよう達した。

開拓使の目的は、「他ノ人民ト並立スルニ至ラストモ、漸々教化候様」とある。すなわち和人と同等に日常生活がおくれるように、また同等にならなくとも、次第に教化していくよう、戸長、總代、教育所の教員へ注意を促した。千歳村の秦戸長、石山總代はこのような明治九年の通達の方針により、教育所で「教化」を実践した。訓導を秦戸長が務めたように、授業は日本語で行われた。作文や読みも日本語を覚え、ひらがなで文章を書くことが和人の子弟同様にアイヌ子弟にとって目標とされたのである。

開拓使は明治十一（一八七八）年、行政上アイヌを「區別」する呼称として「旧土人」に一定した。<sup>(7)</sup>

十五年二月以降の三県時代になると、函館・札幌・根室三県が教育資金一〇〇〇円の補助を宮内庁に上請した。それに対して十六年三月「旧土人教育資金合計一千円」が宮内庁より下賜され、札幌県はアイヌ民族に「教育資金下付」<sup>(8)</sup> 県令口述書を示した。要約すると次のようになる。

「今般天皇陛下より特別の思召を以つて北海道旧土人を教育せんが為に其の資本として三県下旧土人に金千円を恩賜せられたり。実にありかたき仕合わせの至りならずや。」「かつて漁場請負人なるものあり。惨酷にも旧土人を使役せしこと牛馬犬狗の如く」であった。アイヌと場所請負人との交易の際も、数枚の熊皮に対して煙草一包みであったり、数枚の鷲羽が針一本と交換される。このように「愚昧視」され使役慘憺たることは慨嘆すべきことである。「天皇陛下は明治の始め、開拓使を本道に置かれ汝等の保護又厚きを加へられる。是を

昔に比ぶれば雲と泥との差ちがあり。十一年に樺太アイヌの子弟向けに開設された「対雁教育所」は、「言語応答読書算術」について和人と「並立して」同じように対応できる子弟もいる。「此教育なければ耳目を聡明にし道理を弁知することは能ず」、「教育は衣食水火」のごとく一日も欠かすことはできないものである。

「教化」とはこのように、天皇制国家の下で臣民となることであった。その後、文部省からの二〇〇〇円を追加した教育下賜資金三〇〇〇円は北海道庁時代になると道庁が管理し、昭和六（一九三一）年に至つて「旧土人奨学資金」の財源となる（奨学資金の受給者の一人に東京帝国大学に進学した知里真志保が(9)いる）。

アイヌ戸数の多い部落には学校を建て、天皇や皇族の恩賜金で維持する「旧土人学事規則案」が十八年頃、札幌県の教育制度の構想に上つた。<sup>(10)</sup>これはやがて三十二年の「北海道旧土人保護法」の公布によつて新しい段階に入り、アイヌ人口多数の道内二一カ所の地域に、国庫による「アイヌ学校」（旧土人学校）を建設することで行される（後述）。

## 二、学校維持費と学田創設

**開拓使補助金交付** 開設当初の千歳教育所の運営費や日用諸品は有志者の寄附に頼っている。もとより公立学校用地は、明治七年の「大小区学校用地無償渡の件」が実施されて以降、無償下付されていたが、九年、開拓使札幌本庁は学校維持経費および教員俸給の官費払いを廃止し、町村の負担（協議費と称す）とすることとした。代わりに文部省では、各地の状況に応じて学齡児一人当たり一四銭の補助金を一回限り交付することにした。開拓使は、「北海道では新たに移住する者が多いため、特別に保護を加えて二倍の二八銭」に増額し、九年に交付した。千歳村外五ヶ村（千歳村・漁

村・島松村・長都村・蘭越村・鳥柵舞村)では補助金は四三人分合計一二円一七銭二六厘の配当を受けている。この四三人の学齢児童数は、『開拓使学務局沿革』によると、人口の約一五割が学齢児数に相当するとの予測(明治八年一月公布「文部省報告第二号」)に基づき、八年の千歳郡人口二八七二人に対して算出した人数である。八年の人口二八七人のうちアイヌは六四戸、人口は約九割を占める二五四人(北海道旧土人戸口表『北海道志(上)』)であることから、一方の和人は戸数もわずかで和人の学齢児はほとんどいない実態であった。従って一律の数式によって算出されたとはいえず、補助金のほとんどはアイヌ子弟に向けて配当されたことになる。

ちなみに白老村の白老教育所は、この「官の補助金三十六円」に山田文右衛門の寄付金三〇〇円を充当して九年に開校している(『開拓使学務局沿革』)。千歳村では石山専蔵の長女千代が八年に出生するものの、九年の時点ではアイヌ子弟以外に和人の学齢児童がいなくてもあり、教育所開設の機運は盛り上がってこなかったとみえる。

**千歳学校経理** さて開業間もない千歳教育所では、安定的な維持方法が得られず、「日用諸品は皆有志の寄附に拠る」と『開拓使事業報告 第四編』に書かれており、十四・十五年の学校経理は次のような収支決算となった。

【明治十四年】

・収入の部 寄付金(七五円五〇銭)、集金(一七五円五〇銭)、雑入金(三〇円九〇銭)、合計二八一円九〇銭。

・支出の部 営繕費(三九二円四〇銭)、諸雑費(六六円八〇銭)。

合計四五九円二〇銭。

・収支差引 一七七円三〇銭の赤字。

【明治十五年】

・収入の部 寄付(〇)・集金(〇)、雑入金(四円六五銭)、合計四円六五銭。

・支出の部 諸雑費(四円六五銭)、合計四円六五銭。

・収支差引 〇

以上のように十四年の収入二八一円余に対して、支出は四五九円余となり、一七七円余の赤字を出した。教室営繕費に多額の三九二円を出費したためである。十五年は寄附金も無く、諸雑費も前年の一六分の一に抑えて運営しているが、赤字の補填がどのようになされたかは不明である。

開拓間もない道内の入植地においても、教育所を開設したとはいえ、訓導(教員)の給料は村負担であり、児童の授業料、手習いの筆や紙といった学用品などは親の負担であった。

**学田の創設** この実情に対して明治十四年、開拓使は翌年の廃使置県を控えて学校維持法を確立するために対策を講じた。つまり学田を無償下付して財産とし維持費に充当するよう、郡役所を通じて各村戸長宛に希望する適地の所在と土地面積を申請するよう達した。これに応じて秦戸長は、村内には入植者も未だおらず適地も無いことから、十四年十二月、千歳村教育所世話人の石山専蔵が郡役所に出頭した際に相談したいと回答した。

十五年になり、千歳村は札幌県に対し学田四〇万坪ならびに漁場一カ所を申請した。もしも千歳川に村営の漁場が復活したならば、アイヌ子弟の実習や学費捻出に役立つものと考え出したのであろう。

しかし結果的に漁場の申請は却下された。札幌県より十七年九月十六日指令によって、現在の市内北栄とランコシにそれぞれ約二〇万坪、合計四〇万坪(一三二・二四畝)の学田が無料の割渡しとなった。だが学田は十八年になっても着手かずの状態、「是着手スルニ猶多クノ資本ヲ要スルカ為メナリ。故ニ村民ニオイテハ、時機ヲ俟テ着手ノ見込ナリ」という状況であった。後年になり、学田は薪炭や材木として現金化され千歳小学校の運営維持費として役立つことになる。

### 三、千歳小学校になる

簡易科へ移行 十九年四月、「小学校令」が公布された。その中に「第十五条 土地ノ情状ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得」と規定した。小学校令の公布に伴い、北海道庁は二十年四月、「小学校規則及び小学簡易科教則」を制定した。新開の植民地では普通教育の程度を低くし、学科内容を簡易実用的にし、さらに授業時間を短縮し児童が家業の手伝いをするようにという教育政策に変わったのである。これにより千歳学校は二十年、簡易科の千歳小学校となる（千歳小学校八〇年記念誌『清流八十年』では二十二年となっている）。北海道内では二十年四月七日の庁令第一七号により高等小学校と尋常小学校を併置するものは三校、尋常小学校は七校が指定され、残りの全道小学校およそ二五〇校はすべて簡易科課程となった。簡易科の修業年限は三年（『清流八十年』では四年）で、加えて簡易科を卒業してさらに学習希望者には補習科と同じ意味を持つ温習科（六カ月以上一二月以内）が開設されており、既習の学科の補習を行った。試験は二、三カ月毎に小試業を行い、席次を決め、一学年の終わりに大試験を行い及第と落第を決める。生徒六〇人以下は一学級とする。休業は大祭日、祝日、札幌神社祭、鎮守祭、日曜日、歳末歳始一五日以内、および生業の繁忙季節五〇日以内。一日の授業時間は三時間、学科は読書、作文、習字、算術、授業時間は一週一八時間と規定された。土地の状況によって実業演習の農漁商工が定時間外に一週三時間課せられ、年長の女兒には裁縫を課した。簡易化されて読書は漢文が姿を消し、仮名と漢字交じり文となり、修身も省略された。実業や日用書類や生活に役立つ作文・習字が重視され、算術は簡易科では珠算を用いて加減乗除をし、暗算を課さなかった。授業料は一カ月二〇銭以上五〇銭以下だが、土地の状況により薪炭、塩鮭、穀物、昆布など物品を時価に換算して徴収しても良

いとされ、一家のうち二人以上が就学すると一人以外は半額となった。

簡易科移行の目的には町村の教育費節減があり、訓令第一四号（二十年四月二十三日）により、千歳学校の一カ年の経費は一三八円九〇銭を越えてはならないとされた（明治二十年自一月至六月「道庁布令全書上」）。

そして簡易科課程移行初の二十二年卒業生として翌二十三年七月二十九日に卒業證書授与式を行い、酒井一彦、石山兼太郎の二名を送り出した。石山兼太郎は翌二十四年にも補習生となり、北海道尋常師範学校（札幌）の受験に臨み合格している（『石山専蔵関係資料』）。

なお、十六年九月以降二十七年九月までは、一学年の開始は米国式にならい、「九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル之ヲ一学年トス」であった。九月に新学年が始まり、翌年七月末に三年生は卒業式、八月の一カ月間は夏期休暇で、九月に新学期となる。

#### 明治二十二年の「小試業評点表」

写真-1 明治22年11月30日小試業評点表  
※姓名は伏せた。（高澤家史料・札幌市文化資料室蔵）

明治二十二年十一月三十日に行われた千歳小学校の「小試業評点表」という小試験の成績表（写真1）が、平成二十（二〇〇八）年、屏風の下張りから発見された。この新史料により、当時の千歳簡易小学校の様子が断片的ながら次のように判明した（表1）。

訓導は小笹久吉が一人で一年「乙生ノ部」（二〇人）・「丙生ノ部」（五人）を受け持っていた。この他にも上級生徒が十人程度在籍していたことは後年の卒業生名簿で推定できる

表-1 明治22年11月30日小試業評点表(1年)

全丙生ノ部									
読方	作文	習字	算術	日課	総得点	通約点	旧席次	新席次	姓名
九〇	九〇	一〇〇	一〇〇	八五	四六一	九三	一	二	A
一〇〇	九五	一〇〇	八七	九〇	三九一	七八	二	七	B
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇	四九〇	九八	三	一	C
五七	九〇	九六	八七	六五	三四五	七九	四	六	D
一〇〇	九五	九九	七一	九九	四六四	九三	五	三	E
七〇	一〇〇	九七	八四	七八	四二九	八六	六	四	F
八一	五五	九九	八四	八九	四〇八	八二	七	五	G
九八	八〇	九七	三〇	七五	三八〇	七六	八	八	H
欠席									
全									
十									
九〇	五〇	七〇	一四	七〇	二九四	五九	一	五	K(女)
八四	五五	七四	八〇	七九	三七二	七四	二	二	L(女)
九〇	四〇	七四	八〇	七〇	三五四	七一	三	三	M
九〇	四〇	六〇	八六	七〇	三四六	六九	四	四	N(女)
一〇〇	八〇	六〇	八六	七〇	三九六	七九	五	一	O(女)

乙生ノ部

が、小試業評点表史料は欠けている。初級は六級から始まり、一級で卒業となる。現在と異なり、全員そろって次学年に進級するわけでなく、試験結果で及第・落第が決まるため、なかには欠席が多く落第の例も多かった。また、満六歳になると戸長役場から入校票が家庭へ通知されるが、必ずしも一斉に入学するとは限らない。

学科は読方・作文・習字・算術・日課があり、日課の採点は出席日数と賞罰、すなわち各学科の優劣と品行の「良否」で決まる。小試業と称する試験が三、四カ月後ごとに行われ、席次が決まる。結果は教場(教室)に貼り出される。一年に一度大試業があり、小試業の通約(平均)点も加味して及第と落第が決まる。その結果は戸長から郡役所に報告される仕組

玖珂郡から入植してきた第一次移民団の移住民団の子弟である。

「乙生ノ部」については、在籍児童はアイヌ子弟五人、和子弟五人で計一〇人、全員男子のようだ。

「乙生ノ部」ではとりわけアイヌ児童の就学が多く、しかも五教科ともに満点に近い児童をはじめ、揃って好成績を修めている。アイヌ子弟は千歳村・烏柵舞村・蘭越村に居住している。五人のうち三人は姓名ともに和名に改名している。他の二人は姓のみ和名で名は無記名になっている。これは小笹久吉訓導がアイヌ名を記載しなかったためである。和名を付けることと学校に通わせること、日本語で生活することは、親と子どもにとっても「日本統治下で生きていく上での生存の要件」になることであった。四九〇点でトップのCは十七年九月六歳で入学しているので、二十二年には一一歳となり在学五年生になっている。「丙生ノ部」は二十二年九月に入学したばかりで受験したためか、

五人共に乙生に比較して成績が芳しくない。五人共に和人子弟でそのうち男児は一人である。旧四番(新四番)と旧五番(新一番)は姉妹で、十七年に山口県からの移住民団である。このように、兄弟・姉妹が同じ年度に同級に在籍しているのも、開拓地や一家に二人以上の就学者への授業料半額免除制度の事情が反映していた。また、成績優等者には点数に応じて一等・二等・三等に分け紙・筆・墨などの褒賞があった。

また、二十二年二月十一日に帝国憲法が發布され、大多数の簡易小学校から修身が消えたことを補うように、教育勅語が二十三年十月に發布された。

### 就学児童の推移

果たしてどれほどの学齢児が就学していたのであろうか。先述した明治十五年の『学事年報原稿』では和人・アイヌ子弟の合計でも四〇割で、アイヌ子弟の就学率の高さが分かったが、成文化された『明治十五年 札幌学事第一年報』などでみると表2のようになる。

就学率は十五年に一四・五(男二二・七、女三・一)割、十六年に一三・四(男一一・五、女三・三)割、十八年に二〇・八(男三一・三、女八・〇)割である。全道平均では、十五年三一・五割、十六年三八・五割、十七年三四・九割、十八年に三四・〇割である。千歳小学校も変動は激しいものわずかず増加しているが全道と比較すると低い。表3でアイヌ子弟だけみると十七、十八年は二割前後であったものが十九年九・五割、二十年八・〇割、二十一年八・一割と次第に減少していく。十九年の全道はアイヌ学齢児二七二六人中三五一人が就学し、就学率が九・二割で千歳村とほぼ同率となっている。また千歳学校は、郡内唯一の学校であった。十七年、札幌県が千歳郡の初等科学区規則を一区二校と規定したが、入植者も少ないことから、もう一校の増設は不可能であるとした。「千歳学校

は公立であるにも関わらず、郡内各村の児童全員を通学させることはできていない。学齢児童に対比して在学者が少ないのは学区が広く、遠くは三、四里に亘り通学に不便であるからだ」と『千歳村三ヶ村沿革史』は記す。十七年五月に山口県から一二歳で現末広地区に入植した広重定次郎も、「冬季、ワラで編んだツマゴをはいて通学した。教室は戸長役場の一室で授業を行っていた。遠すぎて三年生在学のとき退学した」(『清流八十年』)と述べている。

のちの三十三年から三十九年かけて長都・木臼・嶮淵・幌加、近唐、阿宇砂里の各地域一斉に簡易教育所が開設されるまでは、広い郡内学区に千歳小学校が一枚あるのみで遠隔地通学による負担が大きく、就学率の低迷する第一の要因となった。

第二の要因は、和人以上にアイヌ子弟の就学率が低いことによる。とくにアイヌの女児が就学できなかったことは、後の大正五年のアイヌ卒業生調査の結果、十数年間のうち女子卒業生はわずか一名となっていることからいえる。

**校舎の変遷** 十四年当時、校舎は「戸長役場の隣房」とある。十三年に初代戸長・石山専蔵は自宅を戸長役場としていたことから、教場は石山宅の隣に教育所営繕費三九二円四〇錢を使

表-2 明治期千歳小学校就学・不就学人数

年次	人口			学齢人数			学齢就学			学齢不就学			就学率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1882(明15)	236	198	434	44	32	76	10	1	11	34	31	65	22.7	3.1	14.5
1883(明16)	241	207	448	61	6	67	7	2	9	54	4	58	11.5	33.3	13.4
1884(明17)				78	34	112	5	4	9	73	30	103	6.4	11.2	8.0
1885(明18)				67	62	129	21	5	26	46	57	103	31.3	8	20.2
1891(明24)			1,328			274			44			230			16.1

※明治15~18年は『札幌学事第一年報』~『札幌学事第四年報』、明治24年は『北海道教育会雑誌第八号』。

表-3 千歳郡アイヌ民族人口、就学状況

年次	戸数	人口			年齢数(人)	就学(人)	不就学(人)	就学率(%)
		男	女	計				
1881(明14)	61	127	107	234				
1882(明15)	75	153	136	289	20	8	13	
1883(明16)	75	144	124	268				
1884(明17)	76	147	121	268	49	11	39	
1885(明18)	76	141	127	268	48	9	39	
1886(明19)	75	141	124	265	21	2	19	
1887(明20)	74	140	127	267	50	4	42 4(未卒業退学)	
1888(明21)	58	144	136	280	45	4	41	
1889(明22)	61	148	138	286		5		
1890(明23)	59	153	139	292				
1916(大5)	65	135	129	268				

※明治14年人口は『北海道志(上)』、明治15年の就学・不就学は札幌県学務課『学事年報原稿明治十五年従二月至六月、従七月至十二月』、15年(人口)～23年(人口・就学児)は『北海道庁第1回統計書』～『同第4回統計書』(12月31日現在)、17年の就学11人のうち1人は21歳の年齢外(『札幌県治類典 9765』)。18年は遠藤正明『旧土人教育ニ関スル書類』および大正5年は北海道庁内務部「旧土人に関する調査」は小川『アイヌ民族近代の記録』所載による。明治22年は『高澤家史料』。

一年現在錦町一丁目(現空地)の民家を借りたものであり、手習い場は二間で奥の部屋は敷居が一段高く、その奥に小笹久吉という独身の先生が居住していた」という民家と符合する。二十七年三月、移民の増加に伴い、就学児童が増加し従来の校舎では収容出来ないため、本町三丁目(現校舎の北、国道寄り)に新校舎

って増設した一室ということになる。これが十五年に借用していたという平屋民家(教場七・五坪)を指している。十七年八月の秦戸長死去までの学校所の実情は不明な点が多い。

次いで、「山口県 からの入植による人口増加のため、十八年六月、現在の錦町一丁目の民家を借り上げ校舎とした」(『清流八十年』)とある。狭隘のため十八年に千歳川を越えて川向かいの錦町の民家を借り上げ移転したと解釈できる。この民家は二十二年九月に入学した三海ヨシからの聴き取りによると、当時の学校は「現錦町の吉野菓子店跡あたり(平成二十

を建築した(教室二〇坪、住宅八坪、校地面積六三六・二坪)。この土地は明治二十六年九月、千歳村一番地として国有未開地の無料払い下げを受けたものであった。新築の理由は『北海道教育雑誌第七号』に「千歳村小学校大破した」とある。ところが建築費に窮した。建築費については、二十六年三月の時点で「寄付金二百十円を募集したるも校舎三十四坪を建築するには四百十円を要し、他資本金を併するも不足なるに因り」、そこで「道庁へ出願し、三月二十五日に補助金百円を下付されて」、新校舎の建設にめどがついた。補助金一〇〇円が早急に下付された理由は、二十年の財政改革に伴い廃止した補助金制度が、二十六年頃に回復、復活したことによる。「千歳村は百余戸あり、内七十五戸は旧土人に係る」ので、補助金対象とされた。

千歳小学校簡易課程は二十八年まで続くが、この間の卒業生はわずか八名であった。二十九年三月三十一、庁令地方小学校規定に基づき千歳尋常小学校(三年課程)が設立認可され、他に補習科一年生を置いた。

#### 四、教員の配置

教員の配置 教員養成の遅れとともに学校を開設しても訓導(教員)がないため、明治十四年当時は表14にあるように、秦戸長が代行した。正式な訓導は十七年五月に新潟県から予備教員として赴任した青木毛一(一八歳・土族)が最初で、青木は翌十八年六月に勇払郡役所に辞職願を提出している。しかし学務課の督学係・志村恒敬は、「十七年五、六月頃より教員不在のため一時閉校したが、十八年六月から宮田義章が赴任して面目を一洗し、十月十八日に臨時大試業を行い」卒業生及第生を出したと、教員不在を報告している。石山専蔵学務委員が十七年十月に提出した「学区表」や『明治十七年 札幌県学事第三年報』にも教員名は明記されず、『明治十

八年 札幌県学事第四年報』に初めて宮田義章訓導の名前が見える。このことから青木の在任期間には不明な部分があるものの、千歳学校訓導として記録しておくべきであろう。

やはり十七年から十八年の一時期、千歳学校は休校したとみるのが妥当である。

岩内郡野東学校から赴任した宮田義章訓導は授業を再開し、十八年十月十八日、臨時大試業を行った。結果は次のようであったと、督学係・志村恒敬は札幌県令調所広丈に報告した。

初等四級三人、五級三人、六級八人、内旧土人二人アリ。小官、帰途ニ際スルヲ以テ之ヲ臨監セシカ、成績ハ可ナリ。当日卒業證書及賞品ヲ授与セリ。其賞品ハ旧学務委員石山専蔵ノ寄附ニシテ合計紙百三十帖、筆十三本、墨十三挺是甚過度様ニ思ヘドモ、当村ノ生徒ハ賞品ヲ以テ後学期修業ノ資料ニ供スト云フ。

〔札幌県 復命書〕 簿書番号 A 51211

宮田のあと、二十一年の小笹久吉が赴任するまでの一時期は、かつて五年に上手稲村に入植し私塾・時習館（のち公立上手稲教育所）を開いた経験のある三木勉戸長が代理であったと考えられる。

表-4 明治14~36年千歳小学校教員在職状況

千歳教育所・小学校訓導在任期間	氏名
戸長兼訓導役:14年4月~17年4月 (学務委員)	秦 一明 石山 専蔵
予備教員・訓導:17年5~18年6	青木 毛一
訓導:18年6~19年	宮田 義章
20年	不明
戸長兼訓導役:20年6月~	三木 勉
訓導:21年~26年4月	小笹 久吉
訓導:26年4月~6月	角 丈五郎
訓導:26年7月~29年11月	荒川吉太郎
訓導:29年11月28日~30年11月27日	田鎖大一郎
准訓導:30年12月1日~	高橋 角弥
初代校長兼訓導:34年10月7日~36年2月3日	

(出典)『札幌県学事第三年報 明治十七年』・『同第四年報 明治十八年』、青木毛一は『札幌県治類典 小学校 明治十八年九月乙』、宮田義章は『札幌県学事第四年報』、小笹久吉は「明治二十一年六月千歳村有志者積立金連名簿」(『新保家関係資料』)に三門を入金していることから、すでにこのとき訓導であった。『北海道教育会雑誌第一号』、『北海道教育雑誌第七号』~『第九号』、『第三十二号』、『第三十六号』、『第五十号』、『第六六号』、『第七七号』。

二十一年から二十六年まで五年間勤務した小笹久吉は北海道禁酒会千歳部会会員でもあった。二十五年秋に同会千歳部会長の石山専蔵が稚内に移住したため同会千歳部会の取締役となった。小笹は北海禁酒会のアイヌ矯風部委員ジョン・バチエラーらと共に、千歳学校を会場にして禁酒幻燈会の開催やコタンを巡回しては保護者に禁酒を説いて歩いたようだ。小笹が礼文小学校へ転勤したあとは角丈五郎、荒川吉太郎、田鎖大一郎と交替し三十年に高橋角弥が准訓導として赴任し、高橋は三十四年に初代校長となる。

### 五、アイヌ学校建設候補と簡易教育所

アイヌ学校(旧土人学校)教育 政府は三十二(一八九九)年、「北海道旧土人保護法」を公布した。

これは、アイヌの生活の基盤である漁や狩猟を保障するのではなく、勸農による同化を進めようとするものであった。同法によって三十四年から実施した「北海道十年計画」のなかに国庫による「旧土人学校」を七カ年で二カ所に設置する計画を立てた。新設はアイヌ児童が「通学し得べき距離があり、未だ小学校、簡易教育所が設立されていない、学齢児童が三〇人いる部落」とした。当初千歳村も「旧土人学校」建設予定に入っており、千歳郡三カ村戸長橋完爾が、長都村と千歳村字ケヌフチの計二カ所に、「旧土人学校」設立を道庁に請願した(『北海道毎日新聞』明治三十二年八月二日付)。しかし結果的には建設されなかった。代わって、「簡易教育課程」(三十一年二月制定)に基づく簡易教育所を開設することで地域の要請に応じた。簡易教育所とは、成立五年以内の町村、戸数一〇〇戸未満の町村、アイヌ部落の町村で尋常小学校教育に通常の規程を履行出来ない状況にある場合に開設するとし、その内容は次の通りであった。

- 一、戸長は、北海道長官の認可を受けること。
- 二、簡易教育の開設期間は六年以内とする。
- 三、簡易教育は、出張教育か囑託教育とする。
- 四、教科は、修身、読書、習字、算術とする。
- 五、簡易教育の修業年限は、六年以内で適宜定めることが出来る。
- 六、簡易教育は、夜間においても授業することが出来る。
- 七、簡易教育は、毎月二十五時間以上授業を行うこと。
- 八、簡易教育は、尋常小学校第二類程度とする。

九、簡易教育の担当教員の俸給及び囑託手当ての全部又は一部を補助する。

「簡易教育規程」の制定によつて、郡内六カ所の簡易教育所が開設された。すなわち三十三年に<sup>けんぶち</sup> 嶮淵・<sup>おさつ</sup> 長都・<sup>ほろか</sup> 幌加、三十四年に<sup>こむから</sup> 近唐、三十五年に<sup>きうす</sup> 木臼、三十九年に<sup>あうさり</sup> 阿宇砂里の各簡易教育所である。これらの地域はすでに明治二十年前後には和人の入植があり、その後も入植地として人口増が予想される地域であつた。以上の簡易教育所はやがて尋常小学校に移行する。

アイヌ民族は千歳川流域に点在して、漁撈する一方、適地を求め移動する場合がある。明治三十年に鮭鱒ふ化場の捕魚車による捕魚場が千歳橋付近から下流の根志越に移設されたことから、チトセコタンの人々の多くは鮭が獲れなくなり、捕魚場のさらに下流の根志越に移転し、約二〇戸のネシコシコタンをつくつたという。<sup>(r)</sup> また、カマカコタンは明治三十年代に給付された給与地が湿地のため開墾できず、借地にしたりマオイ原野へ移住するなどしていたが、大正十年ごろに再び開墾のためにカマカに戻つたケースである。道庁はこのような小地域に対して明治三十六（一九〇三）年十二月、「特別教育規程」を制定し、四十一年三月に「簡易教育規程」を廃止して「改正特別教育規程」による特別教育所を実施した。これにより、根志越（大正十三年）<sup>かまか</sup> 釜加（大正十五年）の両特別教授所を開設した。烏

柵舞特別教育所（大正元年）は、千歳川上流に王子（株）が第一発電所を開設したことに伴い、従業員子弟のため発電所近くに開校したものである。明治三十四年三月、「旧土人児童教育規程」を定め、就学率の低いアイヌの児童を就学させるために、和人とアイヌ児童のクラスに分ける二部制授業を実施した地域もある。千歳小学校では、第四代校長浦口亀太郎の妻・やす（三十七〜三十九年まで在職）によると、「全部一教室に一人の先生で教えられていた。私は裁縫を受け持ちました。和人もアイヌ児童も一学級に混じっていた。低学年では勉強が分らないとさつさと家に帰る子もいましたよ<sup>(s)</sup>」と、二部制ではなく合同授業の様子を語る。

さらに三十四年、道庁訓令で「旧土人児童教育規定の施行上の注意事項」に学科の程度を下げたり、時間数を減じたり、実地にすぐ役立つ教材を取り入れるように規定した。千歳における具体的な対策の例示には欠けるものの、就学率は次第に向上したようだ。『北海道庁統計書』によると全道のアイヌ児童の就学率が五〇割を超えるのは明治三十五年（一九〇二）に九四〇人で五四割、四十三（一九一〇）年に九〇割に達する。しかし、のちに北海道庁内務部による大正五（一九一六）年の「旧土人調査」では、十数年間さかのぼって明治後半までの小学校を卒業したアイヌ児童の人数をみると千歳村一八人（男一七・女一）、恵庭村（明治三十年漁村・島松村が統合して恵庭村を成立）六人（男四・女二）というわずかな人数であつた。このことは、入学したものの、中途退学が多くいたことを示している。

#### おわりに

これまでの二冊の市史や千歳小学校開校記念誌などの文献には、千歳小学校の始まりは和人学校として記録されている。しかし実態は本稿で紹介したように、開設当初から明治二十年代初期において生徒の七、八割はア

アイヌ子弟であった。人口の構成比率からして当然のことである。

明治十五年から十八年の三県時代、千歳学校もアイヌ学校であったことを指摘したのは小川正人著『アイヌ教育制度史研究』（一九九七）であり、小川は「初期アイヌ学校」と称し分類している。アイヌ学校の視点に立つと、補助金の理解も容易になる。例をあげれば、二十六年、戸長から校舎建築費補助を北海道庁へ要請し、その結果早急に一〇〇円が補助されたこともその一つであろう。

また本稿では、寄付金を集めて千歳教育所を開設した石山専蔵や秦一明らの熱意について触れる紙幅がなかった。学務委員の石山が昼飯（給食）や紙・墨・筆の褒賞を自費で用意した行為も、アイヌ、和人の児童を問わず、学用品が買えない理由で退学や休学に追い込まれることがないよう、子供たちへの激励の意味もあったと理解しておきたい。

一方のアイヌ自身は明治以降の同化教育の実践をどのように受け止め考えていたのだろうか。先の鳥井シウシオは明治十四年、明治天皇道内巡幸の際に千歳アイヌの人々へ下賜された合計四七円の使い方について、次のように語っている――アイヌ共ハ文字ヲ分ラヌモノ許リ<sup>ほか</sup>デ、是ヨリ行末ノアイヌ共ハ学問ヲ少シテモシテ、世ノ中ヲ知ル様ニ成ラネバナラヌカラ、此ノ金ハ積ンデ置イテ子供等ノ学問ノ資ニ致シタイ――衆議の結果、教育資金に預金した。昭和五（一九三〇）年、五〇年間共有財産として維持した下賜金は利子を含めて二二〇円となった。だが、この間一度も教育費に使用されることなく蘭越と長都の両部落に二分された。蘭越部落では天皇行幸五十年記念の「報恩碑」建立費用に、他方の長都部落では、農事実行組合を結成して発動機付脱穀耨摺機の購入費用となった。結果として資金は教育には活用されなかった。アイヌの子ども達へ、「文字を知り」、社会の仕組みや動向を知り得るための教育こそが重要だと言う鳥井シウシオの

願望は、かなえられなかったたのであろう。

本稿に引用紹介した高澤家史料には、先述した内容のほかにもランゴウスの林木払下願や長都村の飛蝗<sup>ババウ</sup>駆除人夫出役帳、香典簿など、現在編さん中の『新千歳市史 通史編・上巻』の時代に該当する史料が多数含まれている。断片的ながらも明治期千歳村の組織や人々の動きなどを伝えてくれる好資料である。今後の解説と分析が進むと、幕末から明治二十年代の千歳の歴史に新たな事実が補足、追加されることになるであろう。

史料の種類から推測すると、史料は千歳村の初代戸長石山専蔵の関係者から手放されたものが、明治期のあるとき屏風の下張りに使用され、その後百余年を経て現代に出現したことになる。多種類にわたる文書が残り、屏風の下張りに使われたのか、史料の来歴の解明もまた、待たれるところである。

なお今回、本稿への史料の提供について快諾してくださった高澤勝吉氏、ならびに札幌市文化資料室のご理解とご協力に対して深く感謝申し上げます。

#### 註

- (1) 千歳市『増補千歳市史』一九八三。執筆は先史時代など一部を除いて故長見義三による。
- (2) 北海道立教育研究所『北海道教育史 全道編 第一』一九六一
- (3) 札幌市『明治十七年札幌県学事第三年報』、札幌市『明治十八年自一月至九月 札幌県治類典 学務課』簿書番号九七六五
- (4) 千歳小学校百年記念協賛会『千歳小学校開校百年記念誌 足あと百年未来へ つづく』一九七八
- (5) 札幌市『明治十八年自一月至九月 札幌県治類典 学務課』簿書番号九七六五
- (6) (2) に同じ『北海道教育史 全道編 第一』

- (7) 明治十一年十一月四日第二二号本庁宛達『開拓使事業報告附録布令類聚』上
- (8) 札幌県『明治十六年 札幌県布令全書』
- (9) 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』一九九七
- (10) 小川正人は、この規則案を作者不明だが明治十八年の作成と推測している。規則案は施行されていない。規則案を最初に紹介したのは竹ヶ原幸朗の「近代日本のアイヌ教育」(『北海道の研究 六 近・現代編Ⅱ』清文堂一九八三)
- (11) 大蔵省『開拓使事業報告』第四編 復刻版 北海道出版企画センター
- (12) (1) に同じ『増補千歳市史』一九八三
- (13) 北海道『北海道農地改革史』一九五七
- (14) 明治十八年 札幌県学務課『復命書』簿書番号A151111
- (15) 明治二十年庁令第一六号『北海道庁布令全書』
- (16) 千歳小学校『自明治二十八年年度至大正十五年卒業證書台帳』
- (17) 明治十六年札幌県令甲第一七号『札幌県布令全書』、明治二十五年庁令第一六号『道庁布令全書』
- (18) 明治十六年『札幌県布令全書』。「日課」の評価基準や試験制度などは明治十六年の「小学校規則」を基本的に踏襲している。
- (19) (9) に同じ小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』
- (20) 札幌県『明治十五年 札幌県学事第一年報』
- (21) 千歳小学校八〇年記念誌編集委員会『清流八十年』一九五八。同誌四頁「三海さんは明治二十三年四月入学」とあるが、高澤家史料「明治二十二年十一月三十日小試業評点表」に名前があることから、二十二年九月入学の誤りである。明治十六年～明治二十七年までは九月に入学し、翌年八月までを一学年とした。
- (22) 北海道庁『基本地図目録』(石狩支庁農業振興部管理課所蔵) 一九四四
- (23) 北海道教育会『北海道教育雑誌第七号』明治二十六(一九一三)年五月三日
- (24) 札幌県『明治十八年九月 札幌県治類典乙 小学校学務課』簿書番号九七

六七。新潟県士族一八歳の青木毛一は、明治十七年四月に「何れの学校においても満十八ヵ月以上奉職いたすべく候」との契約で旅費二四円を受け取った。しかし、十四ヶ月で千歳学校の辞職願を提出したので、旅費残り四ヵ月分を返金することになった。札幌県では石狩学校若生分校に再任用するので、旅費の返金は不要なり、と判断したことが記してある。

- (25) 『護国之楯』三七号明治二十五(一九一三)年三月十三日・『四四号』明治二十六(一九一三)年一月二十四日。

北海禁酒会千歳部会は、明治二十四年七月三十一日千歳学校でジョン・バチエラーが講演したことを契機にして、八月八日石山専蔵を取締役(部長)として発会した(『北海道毎日新聞』明治二十四年八月八日付)。会員は三一名、うちアイヌ五名(明治二十五年一月現在)。「全村の四分三は禁酒家」(『護国之楯』三六号明治二十五年二月)とある。北海禁酒会の初代会頭は烏柵舞の北海道庁立鮭鱒孵化場を企画した道庁水産課長・伊藤一隆、同会の理事に初代同場長・藤村信吉、ほか同場の技師二、三名がおり、彼らの勧誘により組織されたようだ。千歳村会員は石山専蔵ほか、浜本佐吉、長岡又蔵、小笹久吉、鳥井シウシオ、鈴木新之丞、中村武次郎らの名前がある。

- (26) 北海道庁『新撰北海道史』一九三七
- (27) 笹木義友『千歳周辺におけるアイヌ集落の移動―アイヌ系古老よりの聴取』北海道開拓記念館調査報告第15号一九七八
- (28) (21) に同じ『清流八十年』